

福医事第 0401005 号
令和 2 年 4 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 民生・衛生主管部（局）長 様

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部長



令和 2 年度福祉医療貸付事業の融資方針について

平素から当機構の福祉医療貸付事業に関して格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和 2 年度の福祉医療貸付事業の融資方針については別紙のとおりといたします
ので、お知らせいたします。

つきましては、管内の法人事業者の皆さまや関係機関からの照会等ありましたら、よろ
しくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

なお、当該融資方針については機構ホームページに掲載しております。

(この件の照会先)

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部事業統括課

電 話 03-3438-9282

FAX 03-3438-0583

メール wam_fukushi01@wam.go.jp

令和 2 年度福祉医療貸付事業の融資方針について

1 はじめに

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉医療政策に即して、民間の社会福祉事業施設及び医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の融資を実施することにより、福祉、介護サービス及び医療を安定的かつ効率的に提供する基盤の整備を推進している。

国においては、ニッポン一億総活躍プラン、地域包括ケアシステムの推進や地域医療構想の達成に向けた取組みなど、社会保障制度の充実強化が進められており、今後とも社会福祉事業施設及び医療施設等を着実に整備していく必要がある。

また、社会福祉事業施設及び医療施設等を取り巻く環境は、これら施設に従事する職員の不足、厳しい財政状況を反映し、経営状況は益々厳しさを増している。

更に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者に対する支援については迅速かつ機動的な対応が必要とされている。

このような状況を踏まえ、令和 2 年度における福祉医療貸付事業を適切に実施するため、以下のとおり予算を確保するとともに、融資方針に基づき事業を行う。

2 令和 2 年度予算

(1) 貸付事業規模

令和 2 年度予算においては、ニッポン一億総活躍プラン等を踏まえた資金需要にも対応しうる貸付事業枠として、貸付契約額 3,021 億円、資金交付額 2,825 億円を確保し、貸付原資として財政融資資金 2,594 億円、自己資金 231 億円（財投機関債 200 億円を含む。）を予定する。

(2) 融資条件の改善内容

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者に対する対応については、担保条件や利率等について融資条件を大幅に拡充した。

また、令和 2 年度予算における融資条件の主な新規事項は以下のとおり。

- 福祉施設や医療施設は、地域の重要な福祉医療基盤であり、災害を受け被災した場合、ライフラインの停止は生命にかかわる重大な危機を招くことから、非常用自家発電設備及び給水設備の設置に対する融資条件を優遇する。（令和元年度補正予算対応）
- 老朽化が進んだ特別養護老人ホーム等の施設機能を維持するための改築について、融資条件を優遇する。
- 児童養護施設や乳児院の小規模化・地域分散化が推進されていることから、当該整備に対する融資条件を優遇する。
- 厚生労働大臣から評価・認定を受けた医師が医師少数区域等において、病院や

診療所を新たに開設した場合、融資条件を優遇する。

(別添2「令和2年度福祉医療貸付事業予算の概要」参照)

3 基本的な融資方針

上記のことを踏まえ、福祉医療貸付事業においては、国の推進する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備事業、スプリンクラー整備事業、社会福祉施設の耐震化整備事業、病院の耐震化整備事業、医療機能分化の観点から特定病院の整備事業、中小規模病院の整備事業などの支援を重点的に行うこととし、原則として、借入申込みがあった施設等の整備計画が当該地域における介護保険事業計画、障害福祉計画及び医療計画等に沿ったものであり、当該自治体の福祉・医療政策上必要であると認められるものについて融資を行う。

また、東日本大震災及び平成28年熊本地震、昨今の激甚災害の被災地支援のため、被災施設等に対する復旧・復興事業や、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者への支援に対しては、引き続き優先的に相談、融資を行う。

融資にあたっては、機構ホームページに公表している「融資のポイント(ガイドライン)」に基づき、次の事項を主な留意点として位置づけ、十分に確認しながら融資を進めることとし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者に対する支援等、特に緊急を要するものについては、処理を迅速化させ、事業者の資金需要に的確に対応する。

① 適切な事業計画

融資対象施設等の利用定員等が、当該地域の利用ニーズに比して過大で、施設開設後の稼働率が計画を下回り、当初見込んだ収入が得られず、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが見受けられることから、当該地域における利用ニーズが的確に反映された計画であるか。

また、施設開設までの経営資金(運転資金)については、概ね月額収入の2か月分の計上を目安としているが、近年の人材確保事情を踏まえ、不足した場合の資金調達方法等があるか。

② 収支差額に見合った借入額

整備面積が過大であったり、必要以上に過剰な設備であることなどにより施設整備費が多額となり、借入額も増大することで、結果的に借入金の償還額が融資対象施設等から得られる収支差額を上回ってしまうケースが見受けられることから、収支差額に見合った整備、借入額であるか。

なお、借入額は協調融資等も含めた借入金であり、原則として今次整備施設単体での収支差額で借入金返済が可能であるか。

③ ガバナンス態勢の確保

法人及び施設の経営にあたっては、法人代表者及び施設長等のリーダーシップとそ

れを支える経営管理態勢が確保され、財務内容が健全であることが重要であることから、ガバナンス態勢がどのように構築されているか。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

④ 従業員の確保

近年、融資対象施設等の従業員については、その確保が難しくなっており、人員が確保できないことにより稼働率が低迷し、予定した収入が得られず業況が悪化し、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが散見されることから、従業員の確保計画が策定されているか、また、採用見込みは妥当か。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

⑤ 協調融資制度の推進

機構と民間金融機関との協調融資については、施設整備等に係る資金調達を円滑に進めることを目的として、その利用を促進してきたところであるが、近年における従業員の不足や厳しい施設経営状況を踏まえ、経営の安定化のための経営資金の確保など多様な民間金融機関の資金の役割も増していることから更なる協調融資（併せ貸しを含む。）の活用を推進する。

なお、平成 29 年度から融資対象面積が 5,000 m²を超える大規模施設の借入申込案件については、原則として協調融資の利用を前提とすることとしている。

⑥ 補助金等が交付されない整備

国、地方公共団体等の補助金・交付金等が交付されない整備事業については、施設等の安全確保、維持等のために必要な緊急性の高いものにあっては、当該自治体の意見を踏まえ、融資対象とする。

